

〈共通論題〉

テーマ：アジアの成長と国際的金融規制

座長 一橋大学 清水 啓典

共通論題の趣旨

アジア地域は世界人口の半数を擁して最も高い成長を続けており、その成長促進は今後の世界経済にとっても死活的重要性を持つ課題である。反面、経済的停滞や格差、失業問題を抱えるアラブ諸国では政治体制変革のうねりも生じている。

一方、米国発の世界金融危機によって欧米各国は深刻な影響を受けたが、アジア地域の金融システムへの影響は比較的軽微であった。また現在 EU 地域では、PIIGS 諸国の債務問題を契機にユーロの信任問題が顕在化しているのに対して、アジア地域の通貨は何れも堅調に推移している。

このような環境の中で、世界金融危機を受け国際的金融規制の強化が進捗しつつある。中核となるバーゼル III では、2019 年までの移行期間を設けるものの、自己資本比率規制の強化が合意され、流動性規制や大規模金融機関に対するより厳しい規制も検討されている。自己資本比率規制はこれまでも国際的銀行規制の中核であったが、世界的金融危機の発生を未然に防止することは出来なかった。大規模金融機関の救済や経営者の高報酬に対する納税者の強い反発から、政治的にも金融危機後は何らかの形で規制強化が進むのは避けられない。しかし、急いで策定された国際的一律規制が果たして十分な経済的合理性を持つものかどうかについては、冷静な分析と議論が必要である。

とりわけ、国際的金融規制は金融危機の影響の軽微であったアジア地域にも一律に適用され、その成長に影響を与える可能性は否定できない。世界一律の自己資本比率規制はもともと公平な競争環境整備を目指したものであったが、大きな資本市場を持ち証券化商品の開発が容易であった米英市場と、資本市場が小さく証券化が進展しなかったアジア諸国の金融機関との間で、大きな収益格差をも生み出していた。

危機後振り返れば、シャドバンキングと呼ばれる規制対象外の金融市場の拡大を許した、米英資本市場に固有の規制体制の不備が、世界金融危機の主要因であったことは明らかである。またその背景には、BIS による自己資本比率規制がシャドバンキングの拡大を促進させた面もある。1988 年の導入以来続いてきた国際的一律金融規制は、その後の技術進歩などに伴い一層拡大した各国の金融環境の相違を反映して、実態と合致しなくなっている面が生じている。

アジア地域の成長促進にとってどのような金融規制が望ましいのか。アジア諸国は、米英を中心とする一律の規制体系に甘んずるのではなく、国際的整合性を重視しながらもアジア独自の視点からこの課題に取り組み、自らあるべき金融規制の形を世界に向けて提案する必要と責任があると思われる。

バーゼル III も基本的合意が成立したとは言え、まだ詳細は検討段階にある項目も多く、今後具体的な各国への導入に向けての検討課題は多数残されている。米英の規制体系が理想モデルでない事実が明らかになった現在、各国がそれぞれの経験に基づき知恵を持ち寄り、急速な環境変化に対処しつつ長期的安定性と成長促進に資するような、新たな金融規制体系の構築が求められている。